

資料1 【転倒に関わる対応策を検討すべき判例】

	事例・事案	裁判所	事件番号	判決日	出典
1-A	デイケアを受けていた患者が、そのデイケアから帰宅するための送迎バスを降りた直後に転倒して骨折し、その後肺炎を発症して死亡した場合において、注意義務違反による債務不履行責任が認められた事例	東京地裁	平成13年(ワ)第21116号	平成15年3月20日	医療訴訟判例データファイル 改訂版Q&A高齢者施設・事業所の法律相談介護現場の77問 改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任 判例時報1840号20頁
1-B	中程度認知症の78歳の男性が、精神科医院に併設の小規模精神科デイケアおよびその送迎サービスを利用していたところ、送迎バスを降りた直後に転倒して右大腿部頸部骨折し、その後肺炎を発症し、骨折から4か月半後に死亡した事故。医院の注意義務違反を認め、損害額の一部を認容した事例（約688万）	東京地裁	平成13年(ワ)第21116号	平成15年3月20日	介護事故とリスクマネジメント 判例時報1840号20頁
2-A	介護福祉施設において通所介護サービス(デイサービス)を受けていた女性が、同施設のトイレ内において、歩行介護を受けられなかったために転倒し、傷害を負った場合において、当該施設職員の介護に過失があるとされた事例	横浜地裁	平成15年(ワ)第1512号	平成17年3月22日	医療訴訟判例データファイル 改訂版Q&A高齢者施設・事業所の法律相談介護現場の77問 判例時報1895号91頁 判例タイムズ1217号263頁

No.	事例・事案	裁判所	事件番号	判決日	出典
2-B	介護老人施設でデイサービスを利用していた85歳の女性（要介護2、歩行時は杖が必要）が、デイサービスからの帰宅準備の際、トイレに行くにあたり、施設職員の介助の申し出を断って、トイレ内を杖をついて歩行中、杖が滑って転倒し、右大腿骨頸部内側骨折を負い、治療・リハビリを経た後も、要介護4となる後遺障害が残った。施設に安全配慮義務違反があることを認め、請求額の一部（約3割）を認容した事例	横浜地裁	平成15年(ワ)第1512号	平成17年3月22日	介護事故とリスクマネジメント 介護事故の法律相談 判例タイムズ1217号263頁 判例時報1895号91頁
3	老人ホームに入所中の女性が、転倒して負傷・死亡した場合において、老人ホームの経営者に対する責任を否定した事例	福岡高裁	平成18年(ネ)第626号	平成19年1月25日	医療訴訟判例データファイル 改訂版Q&A高齢者施設・事業所の法律相談介護現場の77問 介護事故の法律相談 判例タイムズ1247号226頁
4	知的障害者入所更生施設において、入所者が前額部を打撲し、裂傷する傷害を負い、重篤な後遺障害が残った事故について、施設職員の暴行を否定し、トイレ内で転倒したことを認定した上で、施設の責任を否定した事例	横浜地裁	平成20年(ワ)第1359号	平成22年3月25日	医療訴訟判例データファイル 判例時報2103号91頁

No.	事例・事案	裁判所	事件番号	判決日	出典
5-A	介護老人保健施設内で入所者が転倒・骨折した事案で、入所利用契約上の転倒回避義務違反(債務不履行責任)が肯定された事例	東京地裁	平成22年(ワ)第31317号	平成24年3月28日	医療訴訟判例データファイル 介護事故の法律相談 判例時報2153号40頁
5-B	介護老人保健施設に入所中の高齢者が転倒、骨折した事故につき、入所利用契約上の転倒回避義務違反の債務不履行が認められた事例	東京地裁	平成22年(ワ)第31317号	平成24年3月28日	改訂版Q&A高齢者施設・事業所の法律相談介護現場の77問 改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任 *参考情報: 原告が、被告の運営する介護老人保健施設に入所中に転倒して骨折したことについて、被告に転倒回避義務や転倒事故後の適切な対応義務の違反があり、また、入所中に違法な身体拘束を受けたと主張して、被告に対し、入所利用契約の債務不履行又は使用者責任の不法行為に基づき、損害賠償を求めた事案において、被告に転倒回避義務違反が認められるとして債務不履行責任を肯定する一方、転倒事故後の対応が不適切であったとは認められず、また、原告に対する身体拘束は必要最小限度であって違法ではなかったとした上で、被告が主張する原告の骨粗鬆症の既往症を理由とする素因減額については否定し、原告の請求を一部認容した事例。(WestlawJapan)

No.	事例・事案	裁判所	事件番号	判決日	出典
6	要介護認定者が、短期入所中、早朝にベッドから離床しようとして転倒して脳挫傷等の傷害を負ったが、本件施設において転倒を防ぐための人的物的体制等に不適切な点があったとはいえないとして、請求が棄却された事例	東京地裁	平成23年(ワ)第31251号	平成24年5月30日	医療訴訟判例データファイル 改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任 介護事故の法律相談 自保ジャーナル1879号186頁
7-A	通所介護契約に基づく介護サービス提供中に利用者が転倒・骨折した事案で、利用者の骨折等の傷害発生についての介護施設の責任は否定したが、利用者に速やかに医師の診察を受けさせる義務を怠った責任を認めた事例	東京地裁	平成23年(ワ)第33164	平成25年5月28日	医療訴訟判例データファイル 判例時報2208号67頁
7-B	高齢者が通所介護契約に基づき介護サービスを受けている間、送迎車両から降車しようとし、席を立った際、転倒し、翌日大腿骨頸部骨折が判明した事故につき、介護施設の運営者の安全配慮義務違反が否定されたが、速やかに医師の診察を受けさせる義務違反が肯定された事例	東京地裁	平成23年(ワ)第33164	平成25年5月28日	改訂版Q&A高齢者施設・事業所の法律相談介護現場の77問 改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任 判例時報2208号67頁
8	短期入所生活介護サービス(ショートステイ)利用者がベッドから転倒・負傷したことにつき、施設の過失を認めた事例	東京地裁	平成22(ワ)第27156号	平成25年9月24日	医療訴訟判例データファイル ウエストロー 2013WLJPCA02948006
9-A	手すりや杖を利用して短い時間しか立位を保持できない要介護者が転倒した事案につき、転倒防止のための必要な措置を取	東京地裁	平成24年(ワ)第14177号	平成25年10月25日	医療訴訟判例データファイル ウエストロー 2013WLJPCA10258004

No.	事例・事案	裁判所	事件番号	判決日	出典
	らずに玄関上がりかまちに立たせたままにしたことなどが訪問介護契約に基づく安全配慮義務違反に当たるとして、損害賠償請求が肯定された事例				
9-B	手すりや杖を利用して短い時間しか立位を保持できない要介護者が転倒した事案につき、転倒防止のための必要な措置を取らずに玄関上がりかまちに立たせたままにしたことなどが、訪問介護契約に基づく安全配慮義務違反に当たるとして、損害賠償請求が肯定された。この裁判例では、原告は左大腿骨頸部内側を骨折という重大な傷害を負っており、後遺障害等級6級に相当する後遺障害が残存したこと等を理由に、総額約1720万円の損害賠償請求が認められた事例	東京地裁	平成24年(ワ)第14177号	平成25年10月25日	改訂版Q&A高齢者施設・事業所の法律相談介護現場の77問 改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任 介護事故の法律相談
10	知的障害者更生施設の通所利用者が、ダウン症候群による知的障害の程度が比較的高い他の通所者から押されたことにより転倒し、右大腿骨大転子を亀裂骨折し、その後単純骨折となり、後遺症が残った事案において、施設職員には過失はないとされた事例	東京地裁	平成24年(ワ)第24051号	平成26年1月17日	医療訴訟判例データファイル ウエストロー 2014WLJPCA01178006

No.	事例・事案	裁判所	事件番号	判決日	出典
11	通所介護施設で通所介護(デイサービス)及び宿泊サービス(ショートステイ)を利用していた男性が同施設内で転倒し脳内出血発症後に死亡した事実で、同施設の転倒防止義務違反、早期受診義務違反が否定された事例	東京地裁	平成23年(ワ)第20836号	平成26年12月26日	医療訴訟判例データファイル 介護事故の法律相談 ウエストロー 2014WLJPCA122680C7
12	脳梗塞の治療及びリハビリテーションのため入院中に、被告病院内階段の踊り場に設置されていた窓から転落し、頭蓋骨骨折、脳内出血及び慢性硬膜下血腫の傷害を負い、意識不明の重篤な症状に陥ったが、これは、被告に安全配慮義務違反等の過失があったためであるとして、不法行為に基づき慰謝料並びにこれらに対する民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めていたが原告の請求を棄却された事例	大阪高裁 第1民事部	平成14年(ワ)第22018号	平成15年11月19日	裁判例検索(裁判所web)
13	特別養護老人ホームにおいて、いわゆるショートステイを利用した際、他の利用者に車椅子を押されて転倒し、後遺症を負ったことにつき、同ホームに対してしたショートステイ利用契約上の債務不履行に基づく損害賠償請求が認められた事例	大阪高裁 第1民事部	平成17年(ネ)第2259号	平成18年8月29日	改訂版Q&A高齢者施設・事業所の法律相談介護現場の77問 裁判例検索(裁判所web)

No.	事例・事案	裁判所	事件番号	判決日	出典
14	被告の介護サービスを利用して自宅への送迎を受けていた100歳の女性が自宅前の階段から転落したことが原因で死亡したのは被告の安全配慮義務違反又は過失によるものとして、女性の遺族が被告に損害賠償を求めたところ、請求が一部認容された事案	福岡地裁 第5民事部	平成27年(ワ) 第2717号	平成28年 9月12日	医療訴訟判例データファイル 裁判例検索（裁判所web） 改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任 介護事故の法律相談
15	当直の看護師らが抑制具であるミトンを用いて入院中の患者の両上肢をベッドに拘束した行為が、診療契約上の義務に違反せず、不法行為法上違法ともいえないとされた事例	最高裁判所 第3小法廷 原審： 名古屋 高等裁判所	平成20年(受) 第2029号 原審：平成18 年(ネ)第872号	平成22年 1月26日 原審： 平成20年9月5日	裁判例検索（裁判所web） 改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任
16-A	社会福祉協議会が派遣したボランティアが身体障害者の歩行介護を行っている間に身体障害者が転倒した事故につき、ボランティアの善管注意義務が否定された事例	東京地裁	平成7年(ワ) 第6296号 平成7年(ワ) 第20624号	平成10年 7月28日	改訂版Q&A高齢者施設・事業所の法律相談介護現場の77問 判例時報1665号84頁
16-B	社会福祉協議会が派遣したボランティアが、左半身麻痺の59歳の女性の歩行介護をしている際、タクシーを呼びに行くために一時、女性の側を離れた際に女性が転倒した事故について、社会福祉協議会と当該女性との間の契約関係を否定して債務不履行責任を否定し、ボランティアは善管注意義務を負うと認めたが、その違反は認められないとして同人に対する不法行為責任を否定した事例	東京地裁	平成7年(ワ) 第6296号	平成10年 7月28日	改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任 判例時報1665号84頁

No.	事例・事案	裁判所	事件番号	判決日	出典
16-C	原告の59歳の女性は、脳出血による左半身麻痺の後遺症で、杖をついての独力歩行は可能だったが、屋外で歩行する場合には近位監視歩行をとる必要があった。歩行介護のため原告宅に来たボランティアに付き添われて、タクシーで病院に行き、リハビリ科運動療法室に行きリハビリ訓練後、ボランティアに付き添われて、帰宅すべく同病院玄関に向かった。その後、ボランティアがタクシーを呼ぶために一時原告の側を離れた間に、玄関付近で転倒し、右足大腿骨骨折した。ボランティアの注意義務違反はないとして、原告の請求を棄却した。	東京地裁	平成7年(ワ)第6296号	平成10年7月28日	介護事故とリスクマネジメント 介護事故の法律相談 判例時報1665号84頁
17	病院の防火扉の設置保存の瑕疵により入院患者が転倒して骨折した事故について、損害賠償額の算定に当たり、被害者の疾患を斟酌するとは許されないとされた事例	福島地裁 福島県会津若松支部	平成10年(ワ)第135号	平成12年8月31日	改訂版Q&A高齢者施設・事業所の法律相談介護現場の77問 判例タイムズ1050号223頁 判例時報1736号113頁
18	介護老人保健施設に入所中の要介護3の95歳女性が、ポータブルトイレの排泄物を捨てようとして汚物処理室に入室した際、出入口付近の高さ87mm、幅95mmのコンクリート製凸状の仕切りに足をとられて転倒し大腿骨頸部を骨折したという事故について、施設に債務不履行責任、土地工作物責任に基づき537万円余の支払を認めた事例	福島地裁 白川支部	平成14年(ワ)第17号	平成15年6月3日	改訂版Q&A高齢者施設・事業所の法律相談介護現場の77問 改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任 介護事故とリスクマネジメント 判例時報1838号116頁 賃金と社会保障1351号117頁

No.	事例・事案	裁判所	事件番号	判決日	出典
19	通所介護サービスを受けていた高齢者が、昼寝から目覚めた後に転倒して右大腿骨骨折を負った事故につき、介護サービス施設の債務不履行責任を認めた。裁判所は請求を一部認容し470万円の支払いを命じた事例	福岡地裁	平成13年(ワ)第3648号	平成15年8月27日	改訂版Q&A高齢者施設・事業所の法律相談介護現場の77問 改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任 介護事故とリスクマネジメント 介護事故の法律相談 判例時報1843号33頁
20-A	多発性脳梗塞で入院していた利用者がトイレに行く際には必ず看護師が介添えすることが決められていた。事故当日、看護師が利用者に介添えしてトイレに行ったところ、利用者が介添えを断ったために、看護師は利用者を1人で病室まで帰らせたが、利用者は病室のベッドのそばで後頭部を強打して倒れているのを発見され、その5日後の5月12日に急性硬膜下血腫により死亡した。過失相殺8割を認めた事例(第一審では利用者の遺族側が敗訴していたが、控訴審で逆転一部勝訴)	東京高裁	平成14年(ネ)第5660号	平成15年9月29日	改訂版Q&A高齢者施設・事業所の法律相談介護現場の77問 判例時報1843号69頁 *参考情報: 多発性脳梗塞で入院していた老女(七二歳)が病室内で転倒して死亡した事故につき、担当看護婦に介添えを怠った過失があるとして、病院側の不法行為責任が認められた事例(WestlawJapan)
20-B	多発性脳梗塞の入院患者(72歳、女性)につき、左方麻痺(どうにか独歩は可能で足は上がるが正常な筋力はない程度)があったが、入院の翌日、ベッドの側で転倒して後頭部を強打し、意識不明のまま4日後に急性硬膜下血腫により死亡したという事故。水戸地裁日立支部は担当看護師の過失は認	東京高裁	平成14年(ネ)第5660号	平成15年9月29日	介護事故とリスクマネジメント 判例時報1843号69頁

No.	事例・事案	裁判所	事件番号	判決日	出典
	めながら、転倒との因果関係が認められないとして請求を棄却したので、原告らが控訴した。看護師の過失と転倒との因果関係を認め、請求の一部（約1割）を認容した事例				
21	人工透析治療を受けていた利用者が訪問介護契約を締結していた居宅サービス業者のヘルパーが利用者の腕を掴み損ねたため、利用者が転倒し右大腿骨頸部骨折の傷害を負った。そこで、利用者本人が、居宅サービス業者に対し、不法行為ないし債務不履行に基づく損害賠償を求めた。また、利用者の娘は利用者が歩行不能になったため、会社を退職し利用者の介護に専念することになり、得られるであろう給与を失ったとして、不法行為等に基づき損害賠償を求めた。債務不履行に基づく賠償請求を一部認容。過失相殺は否定。利用者の娘の請求は、棄却した事例	東京地裁	平成14年(ワ)第28713号	平成17年6月7日	改訂版Q&A高齢者施設・事業所の法律相談介護現場の77問 介護事故の法律相談

No.	事例・事案	裁判所	事件番号	判決日	出典
22	グループホーム骨折事件・大阪高裁判決(平19・3・6)痴呆対応型共同生活施設(グループホーム)に入居中の高齢女性が、職員が目を離したすきに転倒・骨折し、2カ月余り後に死亡したのは、施設の安全配慮義務違反によるものであるとして、遺族らから施設経営者に損害賠償を求めた事案。請求を棄却された第1審の控訴審で、施設の安全配慮義務違反が認容された事例	大阪高裁 原審 京都地裁	平成18年(ネ)第1843号	平成19年3月6日 原審 京都地裁 平成18年5月26日	改訂版Q&A高齢者施設・事業所の法律相談介護現場の77問 賃金と社会保障1447号54頁
23	老人保健施設に入所していた高齢者が施設内で下肢を骨折し、褥瘡を生じたことにつき、施設の運営者に過失があったとされたものの、上記骨折及び職層とその両下肢機能障害及び死亡との間の因果関係は否定された事例	東京地裁	平成13年(ワ)第26590号	平成19年4月20日	改訂版Q&A高齢者施設・事業所の法律相談介護現場の77問 介護事故の法律相談 判例タイムズ1278号231頁
24	グループホームに入所していた入居者が2度転倒し、骨折。施設を運営する会社に対し、地裁判決で損害賠償を命じた事例	神戸地裁 伊丹支部	平成20年(ワ)第543号	平成21年12月17日	改訂版Q&A高齢者施設・事業所の法律相談介護現場の77問 介護事故の法律相談 判例タイムズ1326号239頁

No.	事例・事案	裁判所	事件番号	判決日	出典
25	被告の管理運営する短期入所生活介護事業所に入所していた入所者が同事業所内で転倒し、その際の受傷が原因で死亡した事故につき、同入所者の相続人である原告が、被告に対し、不法行為又は債務不履行に基づき、損害賠償を請求する事例（遅延損害金の起算日は事故の日）。原告の請求を認容、過失相殺なし	京都地裁	平成22年(ワ)第3067号	平成24年7月11日	改訂版Q&A高齢者施設・事業所の法律相談介護現場の77問
26	社会福祉法人Yの運営する老人デイサービスを利用していた高齢者Xが、入浴介護サービスの利用中に浴室内で転倒した（本件事故）。本件事故後Xは左大腿骨転子部骨折と診断され、さらに股関節の機能障害という後遺症を負った。Xは本件事故はYの転倒防止義務違反によるものであるとして、Yに対して通所介護利用契約上の債務不履行（民法第415条）による損害賠償を求めた。入浴介護助担当者の注意義務違反を認め、弁護士費用75万円を含め合計832万円余の損害を認めた事例	青森地裁弘前支部	平成23年(ワ)第97号	平成24年12月5日	改訂版Q&A高齢者施設・事業所の法律相談介護現場の77問
27	特別養護老人ホーム施設の短期入所サービスを利用していた事件当時96歳のAが共同生活室から個室に移動する際に転倒し、胸部を強打するなどの結果、死亡した。安全注意義務を怠らなければ事故は防げたとして事故と死亡の因果関係が認められ、特別養護老人ホーム施設に対しては、慰謝	福岡地裁小倉支部	平成23年(ワ)第705号	平成26年10月10日	改訂版Q&A高齢者施設・事業所の法律相談介護現場の77問 改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任 介護事故の法律相談

No.	事例・事案	裁判所	事件番号	判決日	出典
	料として2200万円の責任が認められた事例(ただし、原告の請求は、法定相続分の5分の1の限度で認められている。)				
28-A	特別養護老人ホームの利用者が深夜にトイレに行こうとして転倒し急性硬膜下血腫を発症した事故について、離床センサーを設置しなかったことが安全配慮義務違反に当たるとして事業者の損害賠償責任が認められた事例	大阪地裁	平成26年(ワ)第7324号	平成29年2月2日	改訂版Q&A高齢者施設・事業所の法律相談介護現場の77問 医療訴訟判例データファイル 介護事故の法律相談 判例タイムズ1438号172頁 判例時報2346号92頁
28-B	介護施設利用者が転倒して頭部を負傷した事故について、事業者側の安全配慮義務違反を認め、事業者の損害賠償責任が肯定された事例	大阪地裁	平成26年(ワ)第7324号	平成29年2月2日	改訂版Q&A高齢者施設・事業所の法律相談介護現場の77問 医療訴訟判例データファイル 介護事故の法律相談 判例タイムズ1438号172頁 判例時報2346号92頁
29	がんにより余命半年との診断を受けていた70歳の女性が、デイケア施設の階段で転倒し上腕骨近位端を骨折した事案について、3回施設を利用しており、正式な通所介護サービス契約締結前であっても事業者は安全配慮義務を負うとしたが、歩行能力に特に問題はなく、階段の昇降を含め、歩行時に介助を必要とする状況になかったとして義務違反を認めず、不法行為責任は認められないとした事例	東京地裁	平成23年(ワ)第10926号	平成24年11月13日	改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任

No.	事例・事案	裁判所	事件番号	判決日	出典
30	介護職員による歩行介助を受けていた低血糖で足の痛みにより歩行状態が不安定な要介護4の78歳の女性が自宅玄関において右足をマットに踏み出したところ、つま先が躓く形となり前方に転倒した事故において、介護職員の介助に明らかな不手際があったとまではいえ、突発的な事故であった可能性も残るとして事業者の債務不履行責任および使用者責任を否定した事例	東京地裁	平成24年(ワ)第18470号	平成27年3月10日	改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任 介護事故の法律相談 自保ジャーナル1948号185頁 *参考情報： 原告が、居宅介護支援、訪問介護、通所介護等の実施事業を主たる目的とする法人である被告に対し、デイサービスの帰りに原告宅の玄関内で原告が転倒した事故につき、選択的に、原告と被告との間の通所介護契約による債務不履行又は使用者責任に基づく損害賠償を求めるなどした事案において、被告は、本件通所介護契約に基づき、原告が転倒しないよう十分な注意を払うといった抽象的な義務を負うが、原告が主張するような態様で介助する債務を負っているとは認められない上、被告の従業員が実際に行った介助につき明らかな不手際があったとまではいえ、むしろ、原告の行動に起因する突発的な事故であった可能性も残ることから、被告には本件事故に関し債務不履行はないと判断するとともに、被告の従業員に不法行為上の権利侵害及び過失を認めることはできないと判断し、請求を棄却した事例。(WestlawJapan)

No.	事例・事案	裁判所	事件番号	判決日	出典
31	介護付老人ホームに体験入居契約により入居していた要介護2の85歳の女性が、施設の職員から夕食に行く準備をするよう声をかけられた後、職員が居室から離れている間に、自力で居室を出たところで転倒し、大腿骨を骨折した事故の損害賠償請求につき、女性および家族から歩行が不安定であり転倒の危険がある旨伝えられておらず、アンケート用紙、病院の診療情報提供書にも記載がなかったことから転倒の予見可能性を否定して、事業者の責任を否定した事例	東京地裁	平成23年(ワ)第13821号	平成24年7月11日	改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任 介護事故の法律相談
32	ローレーター(歩行器)を使用して歩行中に転倒し、左上肢の機能および歩行機能に障害を受けた81歳の女性が、病院に対し、適切な補助具を選択しなかったこと、骨折治療において固定方法を誤ったこと、感染症に罹患させたことのそれぞれ過失を主張して、診療契約上の債務不履行または不法行為に基づき損害賠償請求した事案について、病院の責任を否定した事例	東京地裁	平成7年(ワ)第15908号	平成10年2月24日	改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任 判例タイムズ1015号222頁

No.	事例・事案	裁判所	事件番号	判決日	出典
33	糖尿病で通院をしていた89歳の女性が、自宅で昏倒し、障子戸のガラス部分に頭部を突っ込み右総頸静脈を切断して失血死した事故について、病院および医師に対し、債務不履行ないし不法行為責任を認めなかった事例	東京地裁	昭和63年(ワ)第1993号	昭和63年 12月26日	改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任 介護事故とリスクマネジメント 判例時報1329号162頁 *参考情報： 高齢の糖尿病患者の自宅療養中の転倒事故による死亡につき、患者の安全確保は原則として患者及び家族の守備範囲として、担当医師の過失が否定された事例。(Westlaw Japan)
34	東京都の特別区が設置、管理する保養所に宿泊中に、客室内の約45cmの段差を踏み外して転倒し、右大腿骨転子部等を骨折した85歳の女性が、国家賠償法2条1項に基づく公の営造物の設置・管理責任に基づき損害賠償請求した事案において、客室の設置、管理には瑕疵があるとして、特別区の責任を認めたが、女性にも過失があるとして、6割の過失相殺をした上、約82万円の支払を認めた事例	東京地裁	平成12年(ワ)第9317号	平成13年 5月11日	改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任 介護事故とリスクマネジメント 判例時報1765号80頁

No.	事例・事案	裁判所	事件番号	判決日	出典
35	特別養護老人ホームにおいて、パーキンソン症候群、認知症により姿勢を制御することができず全面的な介護が必要な75歳の女性をベッドから車椅子に乗せるために介護用リフトを使用して移動させている際に、女性をリフトから転落させ、外傷性くも膜下出血等により死亡させた事故について、介護者に不法行為責任、事業者使用者責任に基づき1752万円余の連帯支払を認めた事例	東京地裁	平成27年(ワ)第19413号	平成28年12月19日	改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任 医療訴訟判例データファイル
36	グループホームに入居していた86歳女性がベッドから転落して股関節の可動域制限が残存したが、痴呆状態が著明で術前後に立位や座位の姿勢を無理にとるなど、リハビリに意欲的に取り組むことがなかったことから、後遺障害慰謝料について5割の素因減額を認めた事例	大阪地裁	平成17年(ワ)第5265号	平成19年11月7日	改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任 判例時報2025号96頁
37-A	82歳女性が、介護老人保健施設に入所して9日目に転倒して要介護5に至ったことから、介護費について、もともと罹患していたレビー小体型認知症による5割の素因減額を認めた事例(ただし、控訴審では施設の職員に過失がないとして請求が棄却されている)	福岡地裁 大牟田支部 福岡高判 最高裁 第二小法廷	平成22年(ワ)第97号 平成24年(ネ)第605号 平成25年(オ)第530号・平成25年(受)第641号	平成24年4月24日(第一審) 平成24年12月18日(控訴審) 平成26年12月24日(上告審)	改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任 賃金と社会保障1591・1592号 合併号101頁・121頁

No.	事例・事案	裁判所	事件番号	判決日	出典
37-B	介護老人保健施設に入所中のレビー小体型認知症で要介護1の82歳の女性が、入所9日後にシルバーカー使用時に転倒し、下顎体部骨折等で咀嚼機能を全廃した事案について、家族から転倒防止に留意するようにとの要望がなされたことを踏まえ、女性に対し、歩行時にはシルバーカーを用いて歩行するよう注意し、シルバーカーに重りを入れてその安全性を確保するなどしていたところ、当該事故以外にシルバーカー使用時の転倒事故が生じた事実はなかったことから転倒の予見可能性はなかったとして、事業者の債務不履行責任および不法行為責任を認めなかった事例	福岡高裁	平成24年(ネ)第605号	平成24年 12月18日 (控訴審)	改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任 賃金と社会保障1591・1592 号合併号121頁
38	小規模多機能型居宅サービスの宿泊サービスにより施設に宿泊していた認知症の81歳の男性が午前3時にベッドから転倒し、翌朝、救急車で搬送されて脳挫傷等と診断され、その後、肺炎で死亡した事故につき、事業者に対し、早期に医療機関に搬送すべき義務違反および、看護師等に指示を求めるように周知徹底すべき義務違反を理由に債務不履行に基づく損害賠償請求をしたが、事業者の責任を否定した事例	東京高裁	平成26年(ネ)第725号	平成26年 6月19日	改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任 自保ジャーナル1931号170頁

No.	事例・事案	裁判所	事件番号	判決日	出典
39	71歳の男性が、平成元年8月10日、両下肢麻痺のため入院していた。上半身に麻痺はなく、意識は清明であった。ところが、8月31日、病院の4階の病室から窓の下に落下して即死した。男性の寝ていたベッドは病室の窓枠の下に縦方向を壁に接着して配置されており、ベッドの窓側の手すりも取り外され、窓にも格子や手すりは取り付けられてなかった。この事故につき、遺族が転落の原因は病院の窓に密着して配置されたベッドから体勢を崩して落下したものであるとして病院建物の設置・保存の瑕疵があるとし、一方、病院は転落の原因は入院患者の飛び降り自殺にあるとして争った。病院の病室の物的設備に設置・保存の瑕疵があるとして、原告の請求を認容した事例	高知地裁	平成3年（ワ）第67号	平成7年3月28日	<p>介護事故とリスクマネジメント</p> <p>*参考情報： 病室の窓の外に入院患者が落下して死亡した事案について、落下原因は自殺ではなく事故によるものとしたうえ、病室の物的設備に設置・保存の瑕疵があったものと認定した事例。</p> <p>人の診療に当たる病院においては、患者の生命、身体、安全確保をはかるべき義務があり、本件のように両下肢麻痺で入院している患者の場合には、その使用するベッドは、窓から離して配置するか、窓に接して配置する場合には窓ないしベッドに手すりを設置するなどして物的設備を安全に整えることにより、同人が窓の外に転落する事故を防止すべき義務があるものというべきである。それにもかかわらず、右認定事実によれば、本件では、B病院を経営してこれを所有・占有する被告は、Aが両下肢麻痺で入院しているのに、右義務を怠り、本件ベッドをこれと高低差があまりない窓の下に接して設置し、ベッドにも窓にも手すりを設置していなかつたのである。したがって、本件病室はこれが通常備えるべき安全性を欠いていたものというべきであり、工作物の設置・保存の瑕疵がある。（Westlaw Japan）</p>

No.	事例・事案	裁判所	事件番号	判決日	出典
40	<p>社会福祉法人経営の病院に入院中の男性Aで、脳出血のため、不穏行動があり、時や場所に関する見当識障害（自分のいる場所を聞かれて「陸軍でしょ」）があり、本件事故発生の数時間前から点滴管を自己抜去したりしていた被害者について、平成元年8月21日午前2時30分頃Aは本件病院3階の集中治療室の窓から1階の庇を経て、地上に転落し、脳挫傷により死亡した。病院の予見可能性を否定し、原告の請求を棄却した事例</p>	新潟地裁	平成2年（ワ）第122号	平成7年10月5日	<p>介護事故とリスクマネジメント</p> <p>判例タイムズ904号193頁</p>
41	<p>被告の設置、管理する病院に入院していた女性A(72歳、軽度の痴呆、パーキンソン病)が、ベッドから落ちて側頭部を床に強打し、くも膜下出血で死亡した事故について、病院の担当医師の看護上の過失によるとして、長男が慰謝料1000万円を請求した。病院の過失を認め、原告の請求を一部認容し、慰謝料200万円の支払いを認めた（一部控訴）</p>	東京地裁	平成5年（ワ）第14252号	平成8年4月15日	<p>介護事故とリスクマネジメント</p> <p>判例時報1588号117頁</p> <p>*参考情報： 長男が、母親が入院中にベッドから落ちて側頭部を床に強打し、くも膜下出血で死亡した事故について、適切な看護を受ける期待の侵害を理由としてした慰藉料請求が認められた事例。</p> <p>一般に、病院に入院中の患者に一定の危険が生ずることが予測される場合、その患者の担当医師はその結果発生を防止するために一定の作為義務を負うか、また具体的にいかなる作為義務を負うかは、医師の専門的判断に基づく裁量の範囲があることを前提とし、予想される結果の重大性、予測される結果発生の蓋然性、結果発生を防止する措置の容易性、有効性、その</p>

No.	事例・事案	裁判所	事件番号	判決日	出典
					措置を講ずることによる医療上ないし看護上の弊害等を総合考慮して判断すべきであると考えられる。 (WestlawJapan)
42	入院中の被害者が、昭和54年10月29日午前6時5分頃、洗面の準備をした看護師が他の病室に行っている間、体を動かしているうちにこらえきれずベッドの左側に転落して、ビニール貼りの床（ベッドとの距離63cm）に頭部を打ち、その後、死亡した。転落防止につき病院に過失を認め、原告側の請求のうち300万円を認容した。	東京高裁	平成10年(ネ)第1460号	平成11年9月16日	介護事故とリスクマネジメント 判例タイムズ1038号238頁 *参考情報： PN（結節性動脈周囲炎）による長期入院患者がベッドから転落後、死亡した事案において、転落が原因となって急性副腎不全を来し、高カリウム血症により死亡したとし、病院側にベッドの柵を立てず転落防止措置を怠った過失があるとして、遺族からの損害賠償請求を一部認容した事例。（WestlawJapan）
43	88歳の女性で、杖なしには安定的に歩行不可で、軽度の痴呆あり。特養ホームで、平成10年10月23日からショートステイを利用し、同年11月5日午後8時頃施設内(食堂)において職員が目を離していた間に乗っていた車椅子から転倒し、右側大腿骨頸部内側骨折となり、その後、両下肢機能全廃となる。損害賠償請求訴訟を提起。本件における施設の安全配慮義務違反はなかったとし	神戸地裁	—	平成14年10月2日	介護事故とリスクマネジメント

No.	事例・事案	裁判所	事件番号	判決日	出典
44	<p>介護付有料老人ホームに入居していた要介護1の87歳の女性が、リビングで入居者と雑談後にトイレに行こうと立ち上がったところ、足を滑らせ転倒し、大腿骨転子部を骨折した事案について、医師作成の居宅療養管理指導書には転倒に留意すべき旨の記載はあるが、その根拠となる具体的な事実の記載はなく、入所以来、歩行能力について格別具体的な問題は観察されず、転倒もなく、家族からも転倒に対する具体的な不安は聞かれていないことから、職員において転倒事故を具体的に予見することは困難であったとして、事業者の債務不履行責任および不法行為責任を否定した事例</p>	東京地裁	平成27年(ワ)第19572号	平成28年8月23日	<p>医療訴訟判例データファイル</p> <p>改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任</p> <p>ウ エ ス ト ロ ー</p> <p>2016WLJPCA0823800</p>
45	<p>全盲で認知症の症状がある本人が老人側施設入所後約3週間たったある日、同室者と口論になって興奮状態となったため、介護福祉士が本人を別室に連れていったところ、その部屋の窓から本人が転落して死亡してしまった。</p> <p>本人はその部屋の窓の鍵を開け、その部屋にあった家具を利用して窓から乗り出し、目隠しフェンスを乗り越えて真下に転落した。担当職員が適切な介護を怠ったことについて、不法行為と利用者の「死」との相当因果関係が認められ、施設に対し、使用者責任に基づく賠償責任として、1000万円</p>	東京地裁	平成9年(ワ)第19373号	平成12年6月7日	<p>介護事故の法律相談</p> <p>賃金と社会保障1280号14頁</p>

No.	事例・事案	裁判所	事件番号	判決日	出典
	の支払いが命じられた事例				
46	<p>Aは、Dが運営するデイサービスを利用していたが、平成25年11月4日、職員BがAを支え、職員Cがストレッチャーを浴室中央に移動させたうえ、仰臥位の状態のAの身体を職員Cが洗い、職員Bが洗髪。その後、職員BがAの背部にお湯をかけるために右側上肢用のサイドフェンスを解除し、職員Bがシャンプーを手にとろうと屈むと同時に、職員Cがストレッチャー操作部分にかけてあったタオルを取るために移動したが、転落防止のための両側の上肢用サイドフェンス及び両側のスイング式フットガードは立ててある状態であったものの、安全ベルトは上肢下肢ともに装着されていない状態であったためにAがストレッチャーから転落。救急車で病院に搬送されたが、同日急性硬膜下血腫のため死亡。介護職員の過失は重大「2000万円（A本人の慰謝料1800万円、原告固有の慰謝料200万円）とするのが相当である。」と判断した事例</p>	仙台地裁	平成26年(ワ)第721号	平成27年4月15日	介護事故の法律相談

No.	事例・事案	裁判所	事件番号	判決日	出典
47	原告（控訴人）らの父が、被告（被控訴人）が開設する介護老人保健施設の認知症専門棟に短期入所していたところ、2階食堂の窓から雨どい伝いに降りようとして地面に落下して死亡した事故。原告らの請求を全て棄却した原判決は一部失当であるとして、原判決を変更した事例	東京高裁	平成26年(ネ)第5371号 原審 平成25年(ワ)第2306号	平成28年3月23日 原審 平成26年9月11日	介護事故の法律相談
48	歩行補助車を使用する自立歩行可能な高齢の入所者が歩行時に後方に転倒し、脳挫傷、外傷性くも膜下出血を生じ、意識障害、四肢運動麻痺を負い、その後死亡した事案で、施設の転倒防止義務違反、病院搬送義務違反が否定された事例	東京地裁	平成25年(ワ)第20351号	平成27年8月10日	医療訴訟判例データファイル ウ エ ス ト ロ ー 2015WLJPCA08108003
49	認知症高齢者グループホームの居室の窓から入居者が転落して多発骨折の傷害を負い、その後死亡したことを理由として、遺族が損害賠償を請求した事案について、窓のストッパーがロックした状態であっても手で強く引	東京地裁	平成26年(ワ)第25822号	平成29年2月15日	医療訴訟判例データファイル 判例タイムズ1445号219頁
50	指定通所介護サービスの利用者が、帰宅のため施設内で送迎車への案内を待っていた際に椅子から立ち上がって転倒し、大腿骨頸部骨折の傷害を負った事案において、施設において見守り可能な態勢をとるべき注意義務違反、及び介護職員の見守りにおける注意義務違反が否定された事例	東京地裁	平成26年(ワ)第33075号	平成29年3月14日	医療訴訟判例データファイル ウ エ ス ト ロ ー 2017WLJPCA03148007

No.	事例・事案	裁判所	事件番号	判決日	出典
51	特別養護老人ホームの介護職員が認知症の入居者を便座に着座させたまま一時その場を離れた間に入居者が転倒し急性硬膜下血腫の傷害を負い72日後に死亡した場合において、介護職員の過失及び因果関係が認められた事例	津地裁	平成29年(ワ)第127号	平成31年3月14日	医療訴訟判例データファイル ウエストロー 2019WLJPCA03146024
52	視力がほとんどなく物を見ても何であるかを認識するまでに時間がかかり、左上下肢の麻痺で壁を伝い歩きしていた64歳の女性の自宅で、訪問介護サービスにより派遣された介護職員が実施した清掃後、掃除機から取り外したT字ヘッド部分を女性の指示により洗濯かごに入れたが、介護職員帰宅後、女性がT字ヘッド部分に右足膝をひっかけ、尻餅をつき臀部痛を負った事案について、女性の歩行の障害にならないように配慮する義務に違反したとして事業者が債務不履行責任を認め、4割の過失相殺を行い33万円の支払を認めた事例	東京地裁	平成24年(ワ)第6409号	平成26年11月27日	改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任

No.	事例・事案	裁判所	事件番号	判決日	出典
53	陳旧性脳梗塞に伴うてんかんのために入院した患者が、リハビリテーション2日目に付添看護師が離れた間に転倒し、その後硬膜下血腫により死亡した事案につき、裁判所は事故は予見可能であり病院側は転倒防止策をとることが可能であったにもかかわらず転倒防止策を講じなかった過失があるとして損害賠償請求が認められた事例	東京地裁	平成12年(ワ)第3569号	平成14年6月28日	改訂版事例解説介護事故における注意義務と責任 判例タイムズ1139号148頁
54	小規模多機能型居宅介護施設に入居していたアルツハイマー型認知症の75歳の男性が、介護職員が目を離した際に施設の外に出てしまい、約3日後に施設から約590m離れた場所で死亡しているのが発見された事案で、勝手口のドアに関し、施設の設備設置義務違反が認められた事例	さいたま地裁	平成23年(ワ)第3642号	平成25年11月8日	自保ジャーナル1915号167頁
55	認知症の87歳男性は看護師に付き添われトイレに入った。看護師は男性が用を足す間に、別室患者に呼び出されて排便介助に対応。男性はその間にトイレを出て廊下を1人で歩き、転倒して外傷性くも膜下出血と頭蓋骨骨折のけがを負い、2年後に心不全で死亡した。看護師が転倒する恐れが高いことは予見できたなどとして、約532万円の支払いを命じた事例	神戸地裁		令和4年11月1日	神戸新聞2022年11月2日